

平成26年度
一般財団法人調布市武者小路実篤記念館
定時評議員会（第1回）

議 事 録

平成26年度
一般財団法人調布市武者小路実篤記念館
定時評議員会（第1回）議事録

日時 平成26年5月2日（金）
午後4時 開会
場所 調布市文化会館たづくり
1002学習室

出席役員

理事長 福田 宏
常務理事 塚越 博道

出席評議員（5人）

評議員 武者小路 知行
評議員 浅井 京子
評議員 瀧田 浩
評議員 小西 聡
評議員 新井 富一

事務局 事務局長 小塚 美江
次長 福島 さとみ
事業係長 伊藤 陽子

（午後4時 開会）

[議事次第]

—理事長挨拶—

第1 議題

(1) 審議事項

ア 議案第1号 議事録署名人の選出について

イ 議案第2号 平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業報告(案)の承認について

ウ 議案第3号 平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館収支決算(案)の承認について

(2) 報告事項

ア 報告第1号 調布市議会への経営状況報告について

イ 報告第2号 調布市武者小路実篤記念館条例及び調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の改正について

第2 その他

○事務局　　こんにちは。定刻には何分かあるのですが、皆様おそろいになられましたので始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平成26年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館第1回定時評議員会をこれより開催いたします。

私、事務局長の小塚と申します。よろしくお願いいたします。昨年度まで市の組織でありました実篤記念館におりました。平成25年度をもちまして、実篤記念館が発展的に廃止ということになったわけですが、その後、一般財団法人武者小路実篤記念館が指定管理者となって、実篤記念館の施設管理と、それから事業の実施、全部の管理運営をこの4月から行うことになり、スタートを切りました。私自身も4月1日から市から財団への派遣職員として財団の職員の仲間入りしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、市の所管課は郷土博物館ということになります。

では、4月1日から指定管理者として新たなスタートを切りましたことを改めてここでご報告をいたします。

では、当財団の理事長であります福田理事長からご挨拶をお願い申し上げます。

○理事長　　どうも皆様ありがとうございます。きょう、幸い天気もよろしいので、さわやかないい天気になりました。ちょうど5月の大型連休のど真ん中に皆さんにお集まりいただいたわけですね。あまり大型連休にご縁のある方はいらっしゃらないのかもしれませんが、私自身もサラリーマンをやっているころは、ちょうどこのころだと休みを取っていたのかなと思っておるんですけれども。

ちょうど陽気もよくて、あちこちにサツキ、ツツジが咲いております。きれいな花々が咲いています。5月というと、5月12日が実篤の誕生日でございます。また、そんな折には思い出していただけたらと思います。

おかげさまで、平成26年度も無事に始まりましてけれども、この1年のご報告をさせていただく機会に皆様にお集まりいただきました。本当にありがとうございます。引き続きことしもよろしくお願いいたします。

○事務局　　ありがとうございました。

それでは、ただいまから評議員会を開会いたします。評議員会の進行は一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款第18条の規定によりまして、評議員会に出席の評議員の中から議長を選出することになっております。いかがいたしましょうか。

(事務局一任)

○事務局 ただいま事務局一任の声がありましたが、事務局一任でよろしゅうございますか。

(「異議なし」)

○事務局 では、異議なしということですので、事務局から指名をさせていただきます。

瀧田評議員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○事務局 よろしいですか。それでは、瀧田評議員に議長をお願いし、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。お席のほうにどうぞ。

○議長 それでは、私が議長を務めさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議事に入ります前に、本日の評議員会の効力について、事務局のほうから報告をお願いいたします。

○事務局 本日は、5人の評議員全員の出席を確認しておりますので、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款第19条に定める定足数に達しておりますことをご報告いたします。

○議長 それでは、お手元の議事次第のとおり、進めてまいります。

初めに、審議事項のうち議案第1号議事録署名人の選出についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

○事務局 議事録署名人につきましては、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款第22条第2項の規定に基づき、出席した評議員の中から2名選任することとされております。いかがいたしましょうか。

(事務局一任)

○事務局 事務局一任のお声がありましたので、では事務局一任でよろしいですか。

(「異議なし」)

○事務局 異議なしということですので、事務局から指名をさせていただきたいと思います。小西評議員と新井評議員にお願いしたいと思いますので。よろしいですか。

では、よろしく。小西評議員と新井評議員が議事録署名人に選任されましたので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、次に、議案第2号平成25年度一般財団法人調布市武

者小路実篤記念館事業報告の承認についてを議題といたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業報告の承認についてでございますが、事業係長の伊藤係長からご説明しますので、よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、議案第2号平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業報告の承認について、事業報告をご説明申し上げます。

事業報告書案をごらんいただきながら、ご説明してまいります。

まず、概要でございますが、平成25年度は、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館が発足した初年度に当たります。調布市武者小路実篤記念館の設立理念に基づき、財団の前身である調布市武者小路実篤記念館運営事業団のこれまでの実績と信頼を生かしながら、市民が広く誇り得る文化の拠点の1つとして、身近で親しみのある教育、芸術・文化の場となるように努め、さらに良質で魅力ある事業を展開するとともに、より安定性及び継続性のある効率的な組織・運営体制を構築するよう努めてまいりました。

平成25年度、財団では次のとおり事業目標を設定するとともに、組織・運営体制を定めて積極的に事業展開をしてまいりました。事業目標と組織・運営体制に関しましては、その下にございます枠内に記載してございます。

時間も限られておりますので、実施した主な事業について、2ページ及び6ページ以降をごらんいただきながら、ご説明申し上げます。

まず、展示事業でございますが、6ページの一覧表のほうに平成25年度に実施した事業が記載されております。

展示事業では、年2回の特別展と5回の企画展、また、たづくりでの移動展を開催いたしました。ただいまのは6ページに展覧会の一覧表となっておりますので、それに即してご説明してまいります。

まず、平成25年度ですけれども、春の特別展「託された思い」～調布市武者小路実篤記念館所蔵コレクションの歩み～では、昭和51年に、ご遺族より調布へ実篤の遺品が寄贈されてから今日まで、格段に充実した実篤記念館の所蔵品について、それぞれの作品資料が持つ物語を、かかわった方々の思いとともに紹介しました。

秋の特別展「画道精進」～椿貞雄と実篤～では、岸田劉生らとともに草土社の創立にかかわり、生涯実篤を心の支えとした画家椿貞雄との交流をご紹介しました。椿貞雄の作品につきましては、船橋市が所蔵する清川コ

レクションからお借りいたしました。このコレクションは、船橋市が美術館を持っておりませんので、見られる機会が少ない作品でございますが、これをごらんいただく機会となりました。

たづくり展示室における移動展「昭和の生活を彩った実篤グッズ展」では、昭和三、四十年代に世に広く出回った実篤の絵を使用した陶器やふろしき、扇子など、さまざまな製品を紹介しました。

この展覧会では、調布市内にある角川大映撮影所と高津装飾のご協力によりまして、昭和40年前後のダイニングキッチンのセットを再現し、これによりまして当時の生活風景が実感できるということで、ご来場者からご好評をいただきました。

次に、普及事業でございます。講演会、講座等の事業につきまして、年間で講座、講演会などを27件、55回開催いたしました。この中で、平成25年度の新たな取り組みといたしましては、これまでボランティアでは特にガイドに特化したボランティア養成をしてまいりませんでした。平成25年度はガイドに特化したボランティアの養成として、全6回の講座を開催いたしました。

また、移動展にあわせて、これまでは実篤記念館の中で行っていた筆と墨で絵を描くワークショップを、たづくりを会場として開催いたしました。そのほか、実篤記念館の所蔵品の貸し出しに関連して、世田谷美術館で開催されておりました展覧会「岸田吟香・劉生・麗子展」について、講座と見学会を開催いたしました。

次に、学校教育との連携ですが、こちらは8ページ以降となります。平成24年度に試みました学校内での実篤を紹介する展示につきましては、平成25年度は学校図書館司書と意見交換をしまして、中学生が興味を持ちやすい内容と表現で新しく作成し、展示しました。この展示は、第六中学校と第四中学校で行うことができました。

平成25年度の新たな取り組みとしましては、記念館に近い第四中学校の3年生全員を対象に、実篤についての解説と記念館、公園の見学を行いました。また、若葉小学校地区協議会の活動として、若葉小学校、滝坂小学校、第四中学校、武者小路実篤記念館に近い小中学校3校の教員を対象にして、武者小路実篤についての解説と記念館、公園の見学を行いました。

次に、ボランティア事業、9ページでございますが、先ほど講座のところでご紹介いたしましたが、ガイドボランティアの養成を平成25年度に行いましたので、こちらのガイドボランティアを新たに10月から始めました。

月に二、三日程度で土日祝日の午後1時から3時に実施しております。10月から春までの半年間、回を重ねまして定着をしてみたいと、ガイドを目指して来る来場者も増えております。わかりやすいということでご好評をいただいております。ボランティア活動全体といたしましては、平成25年度の登録者は31名でした。

エの友の会事業とぐるっとパス事業につきましては9ページから11ページの表にまとめてございます。

次に、印刷物の編集刊行事業でございます。平成25年度は毎年3枚を1組のシリーズとして発行しております解説シート「もっと知りたい」の平成25年版新規3枚について、武者小路実篤と調布市、また仙川とのかかわりをテーマとして作成いたしました。

また、武者小路実篤記念館友の会の歩みを刊行いたしました。

次に、広報事業についてでございます。10ページをごらんください。この中でホームページの年間アクセス件数の記載に誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきたく思います。正しくは179万8,314件、17の次に8があるのですが、この8が不要ということになります。消していただけると存じます。前年が176万6,649件でしたので、3万1,665件のアクセス数増加となっております。

資料収集・保存事業でございますが、平成25年度の主な収集といたしましては、元編集者の方から匿名で原稿と書簡の寄贈がございました。また、映像資料の作成におきましては、朗読と解説によるシリーズ、実篤の文学作品に親しむの5作目として『人生論』を取り上げ作成いたしました。こちらは館内とインターネットからごらんいただけるようになっております。

整理・保存では、平成25年度は記念館本館2階の美術品、原稿等の収蔵庫の空調機器の改修工事がありましたので、これにご協力し、保存環境の安定を図りました。

所蔵作品、資料の修復・複製制作については、11ページの表にまとめてございます。

収蔵品データベースの充実につきましては、収蔵品データベースの登録件数が前年度3万5,715件に対して1,070件増加しております。この12ページの表の一番下の欄の利用件数についてなんですが、こちらは途中12月に機器の入れかえがありました関係で統計数が12月から3月までの統計となっております。

閲覧サービス・情報公開事業でございます。閲覧サービスでは、平成25

年度は収蔵庫の燻蒸消毒がございました関係で、休館などがございまして、閲覧室の開室日が減少しておりますが、統計としまして利用者数は増加いたしました。

情報公開事業では、情報提供システムのリニューアルを行いました。本日、お配りしました封筒の中に館報がございまして、こちらでのトップで詳しくご紹介をしておりますので、また、後でござらんいただければと存じます。

そのリニューアルに関しまして、来館者利用の情報閲覧システムでは新しく旧実篤邸に関するメニューを追加いたしました。

映像視聴システムでは記憶媒体をハードディスクに変えたことで、操作性の改善と今後の追加等を容易にいたしました。

データベースでは、検索の利便性の向上を図り、また、近年、i P a dなどのタブレットが普及しておりますことを反映いたしまして、これまでノートパソコンからの利用のみでしたが、タブレットでのデータベースの閲覧ができるように導入をいたしました。

調査・研究事業でございます。平成25年度は春と秋の特別展に関する25年度の秋の特別展、26年度の春の特別展に関する調査を中心に行いました。

物品販売事業でございますが、こちらはたづくりでの移動展にあわせて、新規のグッズ開発を行いました。13ページの6番の表の上から4つが、手拭い、メモ帳、しおり、トートバックが新規の作成となっております。

また、平成24年度はバレンタインデー、ホワイトデーは定番商品のみで対応いたしました。平成25年度は平成23年度以前と同様に限定商品などの開発販売を行い、広報に努めました。

その他事業でございますが、平成25年度はほかの美術館などへの作品、資料の貸し出しが、平成24年度に比べて件数、点数ともに多くなりました。これは実篤記念館の収蔵品が評価され、また、広く活用されたものと言えます。

事業活動の事業の総括については4ページの8番に総括がございまして、ここではこれまで報告しましたことについては割愛をさせていただきます。まず、平成25年度の財団の発足初年度であることから、組織・運営体制の確立を図り、学芸員を中心とした人材育成を促進いたしました。

平成26年度から指定管理者制度が導入されることに伴いまして、指定管理者となるべく準備に当たり、その結果、指定管理者に選定されました。記念館と公園を一体的に管理運営することで、魅力ある事業展開と効率的、

効果的な運営を進めてまいります。

次に、使用状況でございます。15ページに表にまとめてございますので、こちらを見ながらご説明をしております。年間での利用者数でございますが、前年に対して公園を含む利用者数が2,136人増加いたしております。館への入館者数は1人減少ということになっておりますが、開館日数が11日減っているということがありますので、1日の平均入館者数は1人増となります。

次、16ページに旧実篤邸公開の利用者数の表がございますけれども、こちらでも総数が減少しているのですが、公開日数が7日減少しているため、1日の平均では3人の増となっております。

15ページに戻りまして、公園を含む利用者数についてですが、第1、第2、第3四半期は前年に対して増加をしておりますが、第4四半期、特に2月に大きく減少しております。これは二度にわたる大雪の影響が考えられます。

入館者数につきましては、公園も含めた利用者数が減少しています月について、4月は低温と寒暖の変動、7月、10月については高温、2月は大雪ということもありまして、天候の影響が大きく作用していると考えられます。

6月に関しましては、収蔵庫の資料と収蔵庫の燻蒸消毒を行ったのですが、それに伴いまして展示室を3週間休室いたしまして、また、休館も11日間行っておりますので、その影響がかなり大きく6月の来場者数にあらわれているかと考えられます。

平成25年度に関しまして、子供の入館者が127人増加しているということが一つ特徴として挙げられるかと思えます。これは、事業目標といたしております次代を担う子供へのアプローチと利用の拡大の成果と考えられます。今後もさらに進めてまいります。

17ページ、18ページにございます役員会、会議に関する事項は、名簿と、それから会議の記録となっております。

簡単でございますが以上で平成25年度の事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長 　ただいま事務局から事業報告について説明がありました。ご質問はございませんでしょうか。

○小西評議員 　子供というのは。小学生、中学生ですか。

○事務局 　小・中学生です。

○小西評議員　それより小さいと数えないのでしたっけ。例のチケット切っている数で数えるということですよ、多分ね。幼稚園生は……。100円払っているか払っていないか。

○事務局　そうですね。厳密に言いますと、未就学生は無料入場ということもありますが、子供は未就学生プラス小中学生の人数に加えて数えております。

○議長　ほかにいかがでしょうか。質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

（「なし」）

○議長　それでは、異議なしと認め、議案第2号平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業報告の承認については、了承することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館収支決算の承認についてを議題といたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　議案第3号平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館収支決算の承認についてでございますが、収支決算の承認についての説明を局次長の福島からご説明いたしますので、よろしくご説明いたします。

○事務局　それでは、議案第3号平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館収支決算の承認について、ご説明いたします。

こちらの決算に関しましては、この理事会、評議員会の事前に、4月25日に新井監事、小柳監事の監査を受けております。いずれも数字等に問題がないということで、妥当であるという監査報告を8ページにご掲載させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、収支計算書のご説明からいたします。決算書をごらんいただきたいと思っております。本財団の決算書につきましては、公益法人会計に準拠いたしました財務諸表によりご説明させていただきます。

まず、1ページの一般会計の収支計算書でございます。左の欄の予算額につきましては、当初の予算額をあらわしております。一般会計の決算額の事業別内訳ということになりますが、上段が収入で中段のほうから支出となります。

金額については2列目の決算額をごらんいただきたいと思っております。最初の科目1事業活動収支の部、事業活動収入の、まず基本財産運用収入でございます。こちらは新たに法人となりまして基本財産300万円を設けまし

た。その運用収入が569円ございました。

次に、補助金等の収入でございます。決算額は人件費、事務費合計して5,226万5,000円でございます。これは市からの人件費と事務費の補助金でございまして、人件費は財団発足の人員体制を見直しておりますので、昨年度より22%の増額となっております。

次に、委託料収入でございます。資料保存や情報提供システムにかかわる運営委託料と、展覧会や講座等の普及事業に関わる普及促進委託料の2本からなっております。

あわせて、合計でございますが、決算額は2,488万7,000円となっております。

次に、雑収入益の決算額15万円でございます。その内訳は雑収入としてぐるっとパスの返還金となっております。昨年度まで、ぐるっとパスの負担金が20万円でしたが、平成25年度より15万円に下がった関係で15万円となっております。

以上をもちまして、一般会計の収入決算額は7,730万2,569円となります。

次に、事業活動支出でございます。まず、事業活動支出は先ほどご説明しましたように、展覧会、講座等の普及促進委託費と、それから、資料管理、情報提供システムに係る運営委託費の二本立てとなっております。普及促進委託費の決算額が1,050万4,671円、運営委託費の決算額が1,360万115円で、合計2,410万4,786円となっております。

差額がそれぞれ56万円、21万円程度でございます。こちらのほうは、まず普及促進のほうに関しては特別展の印刷物の仕様を見直すことで、従前より安価に制作することができたという契約差額。

それから、特別展での借用作品の美術品運搬に関する費用が、効率的な集荷、返却日程が組めたということで、契約差額がございました。それらが大きな要因となっております。

運営委託費の差額でございます。これは56万円余りございますが、こちらは平成25年度情報提供システムのリニューアルに伴い、機械の全面入れかえをいたしました。この機器のリース費用の契約差額によるものでございます。

次に、管理費支出でございます。人件費と報酬から負担支出の項目が事務費に当たります。管理支出のほうでございますが、人件費が4,626万2,712円となります。これは事務局長と職員の4名、嘱託職員4名、臨時職員3名の給与、報酬、そして法定福利、社会保険料です。それと、福利

厚生費、中退金等の負担金の費用になっております。

支出でございますけれども、残額として36万7,288円ございます。これらの大半は社会保険料のものになっております。1件の保険料の差額はわずかでございますけれども、その積み上げの残額でこの金額になりました。

事務費は、管理費の先ほど申しました報酬費から負担金の支出の項目に分かれておりますけれども、これが合計545万6,134円の支出になっております。事務費では、役員報酬、旅費、役務費、使用料、負担金を除き90%以上の執行率になっております。

事務費では、役員報酬、それから役務費は振込手数料や文書保管料。委託料では会計やパソコンシステムの管理委託の経費。使用料・賃借料では車両やコピー機、事務系のパソコンのリース料に当たっております。

公租公課は税金と印紙料でございますが、今年度の税金は法人税と事業税を合計した33万3,500円がその中に含まれております。

それから、つけ加えまして税金でございますが、消費税は新規法人ということで2年間は免除ということでございます。

次に、返還金でございます。一般会計にかかわる経費、残額、事業費の78万2,214円と、管理費支出の残額56万5,329円、それにぐるっとパスの返還金15万円、それから基本財産運用収入の569円を加えました147万8,937円、こちらが市への返還金となります。全額を市に返還するために、事業活動の支出は7,730万2,569円となりました。そして、事業活動収支の差額はゼロ円になりました。

次に、2の投資活動収支の部でございます。財団発足にあたりまして、調布市より基本財産300万円を出資された金額になっております。その下段3の財務活動収入として300万円がございますが、これが調布市からの収入となっております。

その300万円は、基本財産は安全に運用するということで、SMBC日興証券で平成24年度兵庫県市町共同公募債を購入して運用しております。そちらへの出資が投資有価証券取得支出の300万円に当たります。予備費は支出はございませんでした。

そして、当期の一般会計の収支差額はゼロ円になり、繰越金もゼロ円となります。

次に、2ページ、特別会計の収支計算書でございます。決算欄をごらんいただきたいと思っております。

収支活動収入は、決算額で491万4,620円でございます。そのうち物品販

売事業の収入が大半を占めて、収入の77.7%を占めて382万515円となりました。おおむね予定どおりでございまして、予算の93.2%の収入となりました。

そのほか独自事業収入は講座等の教材や保険料などに充てる参加費に当たります。

雑収入は案内看板の広告料、昨年度、前身の事業団時代の繰越金63万7,024円が加わり、ぐるっとパスの売り上げ料などで、合計91万4,450円となります。貯金利子641円を加えました事業活動収入の合計は491万5,261円となります。

次に、事業活動支出でございまして。事業活動支出、物品販売事業の支出でございまして。これは324万8,540円となりました。主にミュージアムグッズの仕入れ、制作費の支出で、418万2,311円が支出されておりますが、この費用から商品在庫の93万3,771円を引いた額となる324万8,540円が決算額となります。

そして、事業活動の支出の合計は381万3,919円となりました。収入に対して出資差額が110万1,342円となります。

これらは主に事業団時代の繰越金の収入とグッズの商品在庫額を反映した物品販売事業の支出による要因となっております。

来館者のアンケートではミュージアムグッズの充実の要望が高く、この要望にこたえるため平成25年度は新規制作、仕入れを多くいたしました。これらは販売価格を抑えるために数年で販売することを想定した制作をしており、商品在庫額が高くなっております。

また、ミュージアムグッズにつきましては、制作年度からかなり年限を経過しているものもございまして、在庫切れになる商品も増えておりますことから、新規の入れかえや増刷等、今後も同様の事態が発生することが想定されます。そのため、物品販売事業費の執行については、今後も慎重な対応を図ってまいります。

予備費5万円は執行がございませんでした。

表の下段をごらんいただき、当期の収支差額は110万1,342円となります。この全額が次期繰越収支差額ということになります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。平成25年4月1日から平成26年3月31日の決算ですけれども、この一般会計と特別会計を連結した資産の増減をあらわしております。当財団は平成25年度間に発足したということで、前年度の記載はございません。当年度のみの記載となって

おります。財団には動産、不動産はございませんので、現金の動きをあらわすこととなります。

平成25年度の決算額は数字の並びがあります当年度の欄をごらんいただいて、ご説明してまいります。

1 一般正味財産増減の部です。経常増減の部、経常収益は先ほど一般会計と特別会計でご説明したとおり、基本財産運用益の569円、自主事業収入が特別会計の収入にあたります。合計が491万4,620円となります。受取補助金等は、市からの人件費と事務費の補助金収入でございまして、合計が5,226万5,000円となります。

委託料収入でございます。これは市からの運営委託料と普及促進委託料で合計2,488万7,000円となりました。雑収益は特別会計の預金利子の収入641円と、一般会計のぐるっとパスの負担金が事務局より返還されることから、その15万円が雑収入に当たります。

以上によりまして、全ての収入総額であります経常収益の決算額は8,221万7,830円となります。

引き続きまして、支出にあたる経常費用でございます。事業費の決算額は2,791万8,705円でございます。

次に管理費の決算額でございます。合計で5,171万8,846円でございます。これは人件費、そして人件費の次の報酬から支出、支払負担金までが管理費の事務費にあたります。総計で先ほど申しましたように5,171万8,846円となり、人件費がその中では89%を占めております。

その他経常費用は、市への返還金支出の147万8,930円となります。

以上で、経常費用の計が8,111万6,488円となりまして、110万1,342円が当期の経常増減額となります。

経常外収益はございませんでしたのでゼロ円となります。

これによりまして、当期の一般正味財産増減額は110万1,342円になり、一般正味財産期末残高というのが同額の110万1,342円となります。

次のページ、4ページには正味財産増減計算書の続きで、3基本金増減額の部でございます。基本財産の300万円が増となり、期末残高で300万円として決算となっております。

先の当期の一般正味期末残高の110万1,342円を加えた410万1,342円が正味財産期末残高となります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。貸借対照表でございます。これは平成26年3月31日現在の負債を含めた資産の合計をあらわし

ております。現在の現金がどのような状態になっているか示すものでございます。

資産の部では、現金預金として普通貯金がございまして、2,157万3,782円でございます。未収金、これは物販事業での未収金が中心となっておりますが82万1,900円でございます。

次に商品でございます。これは物販事業で先ほど来ご説明しておりますミュージアムグッズの期末在庫金額に当たります。これが93万3,771円でございます。これにより、流動資産合計が2,332万9,453円となります。

次に、固定資産は基本金の300万円に当たります。そして、この300万円を加えました資産の合計が2,632万9,453円となります。

次に負債の部でございます。流動負債として未払い費用2,045万2,003円がございます。それから預かり金として177万6,108円でございます。そして、その流動負債の合計が2,222万8,110円となりまして、負債の合計が同額となっております。

3の正味財産の部でございます。これは基本金の300万円が掲載されております。そして、正味財産の合計額が先ほど来の110万1,342円が決算となっております。正味財産の合計がこれに基本金の300万円を合わせました401万1,342円となって、負債及び正味財産の合計が2,632万9,453円となり、資産合計と同額となっております。

次に、6ページの財産目録をごらんいただきたいと思います。財産目録は資産と負債の内訳ということになります。まず、流動資産でございます。流動資産のうち普通預金、三井住友銀行つつじヶ丘支店に1口座、こちらには2,084万6,201円でございます。みずほ銀行調布仙川支店には72万7,581円でございます。未収金でございます。これはぐるっとパスの返還金とグッズの販売の売り上げの未収金でございまして、これが82万1,900円でございます。商品となっておりますのはミュージアムグッズの期末残高、在庫残高の93万3,771円です。全てを合わせますと2,332万9,453円となります。

次に流動資産の合計でございます。固定資産、これは基本財産の投資有価証券の形で持っております。先ほど来ご説明しましたように、SMB C日興証券株式会社に平成24年度兵庫県市町共同公募債という形で300万円運用しております。

固定資産の合計が300万円となりまして、資産の合計が2,632万9,453円となります。

そして、流動負債の部でございます。未払い費用と預り金からなってお

りまして、事業費の支出、それから管理費の支出、それぞれ事業費の支出が51件残ってしまっていて、1,661万4,384円ございます。これは主に年間の委託料の支払いや情報提供システムのリニューアルの関係の支払いが中心となっております。

次に、管理費支出20件ございまして、合計金額が383万7,619円でございます。主に非常勤職員の3月分の給料や報酬、それからリース料金の3月分の支払いになっております。

預り金としましては住民税、社会保険料のそれぞれ3月分がございまして。

それから、市の返還金として補助金と委託料の残額の132万8,937円と市への返還金の形でぐるっとパスの返還金が15万円ございます。

そして、流動負債の合計が2,222万8,111円となっております。それが負債の合計金額と同じになっております。

そして正味財産は、先ほどの資産合計の2,632万9,453円から負債合計を引いた額の410万1,342円が正味財産の合計金額となっております。

7ページをごらんいただきたいと思います。財務諸表に関する重要な会計方針が記載されております。この会計方針は公益法人会計基準を採用していること。それから、リースの取り引きや消費税の処理方法などが記載されております。

リース残高に関しては1,284万4,885円となります。事業の運営に必要なパソコン、コピー機、情報提供システムの機器、そして、車両のリース費用の残高に当たります。消費税に関しては税込方式になっております。

以上、雑ぱくではございますが、平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の決算のご説明とさせていただきます。

○議長　ただいま事務局から収支決算についてご説明がありました。ご質問はございませんか。

○小西評議員　幾つかあるので1個ずつ、すみません。ためるとわからなくなってしまうので、1個ずつお聞きしてお答えいただくような感じで確認させていただきたいのですが。

まず、収支計算書の1ページ目のところで、理屈を理解していなくて恐縮ですが、返還金というのがありますと。ぐるっとパスの15万円というのは何となく、戻ってきたので市に戻しますというのはわかったのですが、それ以外のやつは、例えば何か見積もりが安くあがったから市に返すみたいな理屈なんですか。

要はこの分を別の事業費に回すみたいなこと、例えば一生懸命効率化し

た安く日程を詰めたのだから安くあがった。それを館の運営にほうに回すというのはできないような理屈のものなんですか。それ、ちょっとよくわからなかったのですけど。どういう約束ごとの仕組みなのか。

○事務局　一応市のほうとのお約束で、補助金と委託料については、特に一般会計にございます委託料については残額を市のほうに返還するということになっております。これは主に税金対策の発想でございます。つまり、これが収入として残るということは、税金を高く払わなければいけないということになってくるので、市のほうに残った金額をお戻しするという形になっております。

○小西評議員　それから、これも予算の2ページ目ですけれども、単純に物品の販売を見たときに、収入と支出があるじゃないですか。予算の時点でもう破綻しているのですけど、410万円という支出が418万円余になっている。今回、在庫のほうに93万円逃がしているのので、原価率85%に見えるのだけれども、結局96万円浮いているところで93万円に物品に回しているから予算どおりなんのですけど。

これは考え方として独自事業費なりで何がしかの収入なり、わかりませんが何か収入を増やしてやるから、ここで物品に関してとんとん、もしくはちゃんと黒が出るというふうな回し方なのか。それとも、ここの部分では単独黒を目指せないような構造だと理解して回していらっしゃるのか。

物品の、確かに在庫があって長い期間あるというのはわかるんですけど、そこら辺が単年度で見た場合に、ここだけ取り出すと赤字に見えかねない動きになると思うのですが、そこはどのようなふうな理解で運用されましたか。

○事務局　基本的には収支とんとんで行くように努力はしております。ただ、先ほど来ご説明しましたように、新規のグッズのものがございましたので、もともとちょっと赤字の形になる状態にはなっておりました。これは主に雑収入の以前の事業団の繰越金を利用するということを想定したものでつくっておりましたので、そういう形になりました、今期は。

今年度以降はそういったこともできない、なかなか余裕もなくなっていますので、平成26年度以降に関してはとんとんに行くような形で収支計算をやっていきたいと思っております。

○小西評議員　何か棚に積むみたいな仕掛けはないということですね。先にやるものは、会社でいうと棚卸しは棚に積んで、その分を何年かで償却するという仕組みがあるんですけど、この場合は単年度でプラマイゼロ

になるような形で回せておけばいい。

○事務局　　そういう形に今回は……。

○小西評議員　　来年度以降も回さざるを得ないという仕組みだということですね。

○事務局　　はい。そういう仕組みになっておりましたので、これからはもう少しいろいろ会計上の勉強も積み重ねて、いろいろ対策を考えていきたいとは思っております。

○小西評議員　　それから、これ、細かい確認で6ページの財産目録のところと商品のところと、これ全部記念館の事務室のどこかに全部固まっておいてあるという理解でいいか。それともどこか外部の倉庫とかにお預けになっているのか。

○事務局　　いえ、これは記念館の収蔵庫のほうに全部管理保管されております。

○小西評議員　　それから、ちょっとここも聞き漏らしたと思うので済みません、7ページですけど、一番最後のところで消費税等の会計処理は税込にしますということがあったのと、福島さんのご説明の最初のほうで、2年間新しい法人だから消費税は免除ですというお話があったのとは、どういう整合性を持ちますか。

○事務局　　こちらが税金として支払うのは免除でございますけれども、実際は私どもの支払いは消費税を込みの支払いをしておりますので、そういったそれぞれの支払いに関しての支出に関しては、税込方式で表現しているということでございます。

○小西評議員　　外部から請求書は当然税込で来ますから、その金額には税金が入っていますということになっていて、消費税って別の項目は立てませんよというふうな……。

○事務局　　はい、そうですね。

○小西評議員　　成り立ちですというお話と、ちょっと思ったんです。単純に言うと、官が売るものというのは税金、消費税乗せているのか乗せていないか、ちょっとわからなくなっちゃったのですが、そこはどうなんでしょう。

○事務局　　乗せています。

○小西評議員　　乗せている。それは国に払っていないんですか。

○事務局　　本来は払うんです。

○小西評議員　　いや、わかりますよ。2年間は益税みたいな形、要は何

か小さい小売店さんは税金払わないよみたいな仕組みがあるけど、もっと似ていて、もらっていて払ってないんですね。

○事務局　　そうです。それは多分2年間の新規の法人の支援という形で払っていない。ただ、前身の事業団の時代は払っておりました。

○小西評議員　　これは2年間の時限的な措置ですよということですね。

○事務局　　そうですね、はい。

○小西評議員　　あと確認で、未払い金なんですけど、結構大きいじゃないですか、1,600万円とかあって、これは消費税増税の影響というのはないということでしょうか。

○事務局　　これは全くないです。これはリニューアルの関係の費用が約900万円ぐらいございまして、この費用が3月31日が納期だったものですから、その支払いができないという形での財産で残っているという形です。

○小西評議員　　残りの700万円とかに関しても、リース等々で税金等の金額が確定しているから、税率の変更の影響を受けないという理解でいいですよ。物販の場合は4月1日以降の納品だと税率変わるんだけど、物販ではなくて、サービスの提供等々で、何月までの契約成立が確認されているものだから税率の影響を受けないという意味ですね。わかりました。

○事務局　　そうですね。今回のリースに関する残高に関しても、これまでの契約に関しては全て税額がその契約時の税額ということで5%になっております。

○小西評議員　　ありがとうございました。わかりました。

○議長　　ありがとうございます。ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(なし)

○議長　　それでは、ないようですので、異議なしと認め、議案第3号平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館収支決算の承認については、了承することに決定いたしました。

以上で審議すべき議案は全て終了いたしました。

それでは、次に報告事項に移って行きたいと思っております。報告第1号調布市議会への経営状況報告についてを議題といたします。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局　　報告第1号調布市議会への経営状況報告について、こちらは口頭にてご説明します。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館は、調布市の監理団体として位置付けられております。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、調布市議会に対して経営状況について報告する義務があります。

平成25年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業報告及び収支決算と平成26年度事業計画及び予算につきましては、6月3日から予定されております平成26年第2回調布市議会定例会に報告することとなります。

内容は、本日こちらでご承認いただいた事務報告、決算報告等に基づいて行っていく予定ですので、どうぞご承知おきいただければと思います。

以上です。

○議長　ただいまの事務局のご説明について質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(なし)

○議長　なければ、ここで質疑を打ち切ります。

次に、報告第2号調布市武者小路実篤記念館条例及び調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の改正についてを議題といたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　平成26年第1回調布市議会定例会におきまして、調布市武者小路実篤記念館条例の一部改正が議決されました。そして、そのことを受けまして、今度は教育委員会定例会におきまして、条例施行規則の一部改正が決まりましたので、ここでご報告いたします。

お手元のほうに、5ページ仕立ての条例と、それから7ページ仕立ての条例施行規則の新旧対照表及びそこに様式が7枚つづったもの、その2種類の新旧対照表をごらんになってください。説明いたします。

まず、その前段といたしまして、実は去年、平成25年度第3回調布市議会定例会におきまして、実篤記念館に指定管理者制度を導入するということが議決されました。これがお手元の5ページ仕立ての条例新旧対象表の2ページを見ていただけますか。そこに青字で書かれた部分、これが第3回市議会で決まった内容となります。

決まったことは大きく3点あります。1つが、記念館の管理形態を平成26年度から指定管理者による管理とすることになったことです。そして、そのことに伴って、利用料金制度というものを採用することになり、そして、その利用料金に施設の利用にかかる料金、つまり今で言えば入場料金になるのですが、上限額を条例で定めた。これが2点目。そして、それは条例の新旧対照表の3ページの別表1に記載されているとおりです。

そして3点目としては、その利用料金が指定管理者の収入になるということがここで定められました。

そして、平成26年、ことしの第1回市議会定例会において、条例改正した内容が、同じ5ページ仕立ての条例新旧対照表の赤字で示したところになります。これが指定管理者の自主財源をさらに増やしたいということのために、特別撮影という施設利用に該当する費用を新たに条例で定めて、それにかかる利用料金の上限を定めたものです。

そのようなことを受けまして、次に7ページ仕立てのほうは条例施行規則となっています。7ページ仕立てのものです。新旧対照表をごらんください。

先の条例改正を受けまして、これは教育委員会のほうにおいて議決され、これも教育委員会において承認されました。ここでは、条例では深く触れていない、例えば特別撮影の利用区分とか、もう少し細かい資料とか、それに伴う特別撮影料金などが定められております。施行規則のほうの5ページ、6ページにあります別表1に記載されているとおりでございます。あわせて、特別活動をするにあたっての申請とか承認等のことについてもここで定めております。

施行はこの4月1日からです。

私からの説明は以上でございます。

○議長　ただいまの事務局の説明について質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

○小西評議員　資料的なお話で恐縮ですが、5枚仕立てのほうの4ページ、5分の4の附則のところ、平成26年3月、日付があいていて条例が何号のところもあいているんで、ここ、詳しいのはわかりますか。

○事務局　これは3月の議会で決まって、そして新旧対照表の旧の条例から新の条例に変わるんですが、これを条例のデータに移しかえるのがやはり数カ月後になるんですね。何とかわかりやすいようにお示しできる、今お出しできる資料というのが、ちょっとこれしかなかったものですから。

○小西評議員　いいです。資料としては構わないんですけど、事実関係として把握できているかどうか。もう5月に入っているんで、3月の日付が入っていないというのは、資料としてはしようがないと思うのですけれども、ここの日付は把握されているかどうかなんです。

○事務局　ここが3月26日です。

○小西評議員　逆に7分の5のほうだと、3月28日という日付があるん

ですけど、それとはまた別ですか。

○事務局　これとは別です。

○小西評議員　26日ですね。

あともう1点、金額がちょっと私、素人でよくわからないんですが、この辺の妥当性、高いのか安いのか。妥当性というのはどういうふうにご判断になっていますか。

○事務局　まず、具体的に言いますと、この施行規則のほうを見ていただいているですか。そちらの金額表が出ています。5ページから6ページにわたってです。先ほど利用区分というふうに申し上げたのですけれども、利用区分というのは3つありまして、1が学術研究及び発表、教科書使用を目的とする特別撮影並びに公的な使用に関する特別撮影の上限額。

2つ目が、ちょっと下のほうですが、第1項に規定する場合を除いた出版、それも図書もしくは定期刊行物に限ると。それから、展覧会での展示利用、写真を撮ってその写真を図版として添付する。それから、テレビ番組のための特別撮影の利用料金というのが2です。そして1と2以外が3です。そういう利用区分に分けました。

それで、金額の設定なんですけど、実は2が一番やはり、こちら収入の見込みとしてはあるかなというところで、近隣の同じようなサービスをしている文学館とか美術館等々、相場をある程度研究して、そして、大体相場に合わせながら、実際の積算としましてはほとんど人件費なんです。だから、利用していただく方には、その利用するにあたって応分の負担をしていただくということから、そういう積算をしたものです。

○小西評議員　これまでただだったやつが結構急にお金をくれと言われるようになったという話と、あとそこの出納の処理、結局テレビ局さん、これまでフリーで来て撮っていたのが、何か知らないけど後日でも何でも請求書来て払う。こちら請求書を発行する手間も増えて、お金入っていないと督促のフォローをしなきゃいけないという業務が増える。

そんな多くはないとは思っているので、その辺が結構報告を見ているご対応をいただいている件数があるみたいなので、その辺は収入も増えるでしょうけれども、手間のほうも増えるのかなと思っていて、周りの相場と同じであれば、ご説明も人件費ですということも含めてご説明は可能だと思っているので、了解をいたしました。

○浅井評議員　2の展覧会で作品借用をしたら、1点につき2万円、原稿料の場合は1万5,000円ということですね。

○事務局 作品借用については教育委員会の規則にありまして、もちろん目的にかなった貸し借りについては、基本無料です。ただし、借りる側が例えば梱包とか運送費、それから、それにかかる保険等を支払うということで、それに伴う特別撮影については別途無料となっています。ここで言う展覧会の展示資料というのは、実篤記念館で収蔵する美術品を写真で撮って、それを展覧会に展示する場合を想定しています。

○浅井評議員 わかりました。

○議長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(なし)

○議長 ないようですので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、事務局からほかにありますか。

○事務局 審議のほうは、第1回の評議員会ありがとうございました。私のほうからの送付資料の絡みに危うい記載があったり、説明の中で不手際があったこととおわび申し上げます。

この後、封筒にお配りしました資料のご案内等の説明を事業係長の伊藤のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 本日、封筒に入れた形でお配りした資料でございますが、まず、三つ折りのものが展覧会の案内になっております。今年度の平成26年度の展覧会の内容と日程が記載されたものとなっております。

それから、現在、4月26日から武者小路実篤記念館では春の特別展「美の宝庫」～油井コレクションに見る実篤作品展～を開催しておりますが、その案内になりますチラシと、それに伴いまして発行しました図録がその中に入っております。

それから、先ほど事業報告のときにもご紹介申し上げました「美愛眞」館報の26号が入っております。こちらが平成25年度末で発行した館報となっております。

もう一つの封筒で置かせていただきましたものが友の会のニュースです。これは本日付の発行で作成いたしましたものを皆様の机のほうにも置かせていただいております。

追加でちょっとご説明させていただきますと、現在の油井コレクションというのは、美術年鑑社の社長でいらっしゃいました油井一二さんが長年実篤との交流の中で収集した美術品でございます。今、佐久市の近代美術館のほうへ収蔵されているものがございます。

この佐久市の近代美術館はかなり特殊なコレクションで、普通実篤は紙

で書いておりますけれども、絹本、絹地で描いていたりする、特徴的なコレクションになっております。

なかなか佐久市さんは出していただけないので、これだけまとめて見ていただくのはちょっと珍しい機会かというふうに思っております。また、油井さんが最後までお手元に残しておいた書画なども、特別に陳列させていただいておりますので、そういったものもあわせて、なかなか見る機会の少ない実篤の書画をご紹介しますので、お時間ございましたら、ぜひ館のほうへ足を運んでいただければありがたいと思います。

ちょっと補足してご説明させていただきました。

○議長 カタログ拝見すると字が違ってきますね。

○事務局 全然違います。やっぱり絹本ですと、にじみというのが基本的にない形で、かなり実篤もちょっと違った形でかいている感じがいたします。私どもの所蔵品の中で紙のものをやはり別なコーナーでご紹介しておりますので、そういったもの等含めて対比をしてごらんいただくと、随分特別なコレクションだというのがわかるかもしれません。

○議長 結構かすれとかも多いんですね。

○事務局 紙ですとかなりにじみがあることで、筆のかすれみたいなのはむしろあまり残らないのですが、絹本はにじまないために筆のかすれがむしろくっきり残るような形ですね。絹本のほうがシャープにかかっているように思います。

佐久の近代美術館は実篤のものだけでなく、油井さんが持っていた、かなりたくさん点数の多い美術品を引き受けたこともありまして、実篤の作品自体を一遍にたくさん展示するということはあまりないですね。点数はたくさん持っているのですが、まとめて出るチャンスがあまりないということ。それから、外部への貸し出しがあまりされないコレクションということもありまして、恐らく東京で見られるチャンスというのはほとんどないかと思っておりますので、見ていただけたらと思います。

○議長 ぜひ行きたいですけど。きょうもここまで来ながら、結局見ないで帰ることになりました。ぜひ一度参りたいと思います。

それでは、以上で、本日予定しておりました全ての案件は終了いたしました。

それでは、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館平成26年度第1回定時評議員会を閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(午後 5 時10分 閉会)